

弁護士保険（法務費用保険 2020）

法的なトラブルに巻き込まれたときに、必要となる弁護士等への費用を補償します。

■ 事業上の様々な法的トラブルを幅広く補償

以下のような事業上のトラブルが補償対象となります。

納入先・支払先 とのトラブル	売掛金等回収 トラブル	お客様からの 苦情トラブル	従業員 とのトラブル	労働や勤務 のトラブル	不動産賃貸 トラブル	知的財産権 侵害等 のトラブル	近隣 とのトラブル	事業上の契約 に関するトラブル	偶発事故 (交通事故等) のトラブル
-------------------	----------------	------------------	---------------	----------------	---------------	-----------------------	--------------	--------------------	--------------------------

※トラブルの内容によっては、待機期間や不担保期間があり、補償対象とならない期間があります。詳細については、普通保険約款・重要事項説明書をご覧ください。

■ 弁護士にかかる「弁護士費用の補償」

法律相談料や、事件委任時の着手金などの弁護士費用を補償します。

※ 報酬金・日当は補償対象外です。

法務費用保険金

弁護士等への事件委任によって生じた着手金や手数料を補償。

事件委任時に必要となる着手金リスクを軽減することができます。
これにより、これまで諦めていた法的トラブルにも泣き寝入りすることなく
対処することができます。

■ お支払いする保険金の計算方法

委任契約時（着手金） = 基準法務費用（※1） - 免責金額（※2） × 基本てん補割合

委任契約時（手数料） = 基準法務費用（※1） × 基本てん補割合

※1 基準法務費用とは、保険金の計算の基準となる弁護士報酬などの額として、普通保険約款に定められた方法で算出した金額です。

※2 免責金額とは、法務費用保険金の算出に際し、基準法務費用から差し引く金額です。

但し、免責金額ゼロ特約を付加した場合、この金額は0（ゼロ）円となります。

法律相談料保険金

弁護士等への相談によって生じた法律相談料や手数料等の実費を補償。

- 法律相談料の実費を補償します。
- 法律相談に付随して発生した手数料・日当などの費用も補償対象となります。

■ 法的トラブルを予防する「安心サポート」

法的トラブルの予防と早期解決のための付帯サービスとして、ご利用いただけます。

無料弁護士相談

弁護士への一般的な初期相談ができるサービスです。取引先や顧客とのトラブル、あるいは予防法務への取り組みについて、弁護士に相談することができます。

- 相談方法 電話、web面談、メールの中から選択可。
- 予約可能日時 平日10:00～16:00（3営業日後から予約可）
- 相談時間 1回の相談案件につき最大20分まで。
（メールの場合、弁護士が対応可能と判断した範囲まで）
- 回数限度 3回/月、9回/年（優先予約は3回/年）

法律文書チェックサービス

契約書や内容証明等の法律文書について、弁護士によるリーガルチェックとチェック結果のレビューを受けることができます。法律文書データは、お客様が専用システムにアップロードし、それを弁護士がチェックします。

- 相談方法 電話、web面談、メールの中から選択可。
- 予約可能日時 平日10:00～16:00（3営業日後から予約可）
- 相談時間 1回の相談案件につき最大20分まで。
チェックする文書の分量はA4・5枚程度まで。
（メールの場合、弁護士が対応可能と判断した範囲まで）
- 回数限度 6回/年

「安心サポート」についての詳細は、以下のURLまたはQRコードからご確認いただくことが可能です。

https://yell-lpi.co.jp/reliable_support/



■ ご注意

弁護士保険付き就業規則「パトローラー」における弁護士保険は、スポット社労士くん社会保険労務士法人を保険契約者とし、弁護士保険付き就業規則「パトローラー」をご契約された方を被保険者とする、エール少額短期保険株式会社の法務費用保険（事業型）の包括契約です。

この保険は包括契約です。弁護士保険付き就業規則「パトローラー」をご解約された場合、この保険も解約となります。

この保険の補償開始日（責任開始日）は、原則として弁護士保険付き就業規則「パトローラー」をご契約された月の翌月1日からとなります。

この保険には以下の特約が自動付帯されています。

- ・ 免責金額ゼロ特約
- ・ 包括契約特約

この保険には、引受の制限があります。以下の条件を超過している場合、お引き受けできない場合もございます。

- ・ 直近の年商が 20 億円未満。または、年商 50 億円未満かつ従業員 100 名未満。
- ・ 直近 3 年間に支払った弁護士報酬（顧問料を含む）が年平均 150 万円未満。

この保険には、保険金をお支払いできない場合や免責となる事由があります。普通保険約款または重要事項説明書に記載がありますので、ご確認ください。

ご契約後に、補償内容の詳細や付帯サービスの利用方法、包括契約・被保険者専用ページへのアクセス方法等を記載した「被保険者証」が引受保険会社より送付されます。

■ 普通保険約款・重要事項説明書（事業型）

法務費用保険 2020 の普通保険約款・重要事項説明書（事業型）は、以下の URL よりダウンロードが可能です。

普通保険約款

https://yell-lpi.co.jp/wp-content/uploads/2022/08/jyusetu_202209.pdf



重要事項説明書（事業型）

https://yell-lpi.co.jp/wp-content/uploads/2022/08/yakkan_202209.pdf



紙媒体での普通保険約款・重要事項説明書（事業型）をご希望の方は、募集代理店、または引受保険会社までお問い合わせください。尚、お問い合わせの際は包括契約である旨を電話口へお伝えください。

保険契約者：スポット社労士くん社会保険労務士法人

募集代理店：株式会社プロローグ

引受保険会社：エール少額短期保険株式会社